

市川市からの質問・意見

(1) 廃棄物処理事業に係る追加的費用について〈項目3〉

本市清掃工場からごみ焼却過程で発生する一般廃棄物（廃生石灰）は原発事故前までは、施設機器より直接トラックに積み込み搬出先の中間処理業者へと搬出を行っていたが、搬出先の取引先が放射性セシウム濃度の放流基準を超えたことから操業停止に陥った。このため、本市では従来の不使用であった設備ラインの復旧修繕を行い、当該一般廃棄物の新たな処分方法を模索したところであった。しかしながら、貴社は「再吹込みライン修繕費」は本市の設備を機能回復するための費用であり、合理性が認められない」と判断し、賠償対象外としたところである。本市としては、原発事故が発生し、取引先が操業停止に陥ったことから、本来は機能回復する必要の無い設備を新たな処分方法を模索するために、復旧修繕を余儀なくされたわけであり、原発事故と相当因果関係が認められるものと主張する。

【質問の背景】

原子力損害賠償紛争審査会の示した中間指針においては、「原賠法により原子力事業者が負うべき損害の範囲は、・・・、その損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はない。・・・、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当と判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考える。・・・」とあり、本件事故と相当因果関係のある損害が賠償範囲と示している。

しかしながら、貴社は、放射能汚染による取引先の操業停止に起因した、新たな処分方法のための設備復旧改修費において、既存施設の機能回復と判断し、賠償対象外と判断されたが、そもそも、当該原発事故が発生しなければ、新たな処分方法のための設備復旧改修を行う理由は全く発生しなかった訳であり、既存施設であろうが新設であろうが、原発事故に起因する改修費用という性質に何ら変わりはないと考え、相応の因果関係が有ると主張します。

貴社は、事故を起こした当事者としての責任を十分に認識し、請求を受け付けるべきである。

市川市からの質問・意見

(2) 廃棄物処理事業に係る追加的費用について〈項目3〉

取引先との交渉・調整のための費用（取引先への移動に係る交通費等）について、貴社は賠償対象外としているが、従前の取引先（焼却灰等の最終処分業者）が放射能汚染による受入れ一時停止措置を講じたため、新たな取引先との契約に関する交渉・調整のために取引先及び最終処分地のある自治体への協議を余儀なくされた。当該出張旅費は原発事故と相当因果関係が認められるものと主張する。

【質問の背景】

原子力損害賠償紛争審査会の示した中間指針においては、「原賠法により原子力事業者が負うべき損害の範囲は、・・・、その損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はない。・・・、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当と判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考える。・・・」とあり、本件事故と相当因果関係のある損害が賠償範囲と示している。

しかるに、貴社は、放射能汚染による取引先の受入れ一時停止措置を講じたため、新たな取引先との契約に関する処分委託の差額費用については、原発事故との相当因果関係を認め、賠償請求に応じておきながら、その新たな取引先と交渉、調整のための費用（取引先への移動に係る交通費等）については、貴社が作成した賠償請求の解説と記入例において、賠償対象外と明記されていることを根拠に、本市の主張を検討する姿勢すら示さない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では新たな取引先との契約については、取引先処分地先自治体の一般廃棄物処理計画との調和を保つ必要から、相手側自治体への廃棄物に関する通知及び協議が義務付けられている。また、当該廃棄物の処分については実地により処分の確認も義務付けられており、現地へ赴く必要性は法律上有している。

下水道・集落排水事業にかかる追加的費用については、同様な汚泥の処理に係る損害賠償の一部を認めた事例もあることから、廃棄物処理事業においても賠償対象に含めるべきである。

貴社は、事故を起こした当事者としての責任を十分に認識し、貴社が作成している賠償請求の解説と記入例を見直し、事故発生時に溯って、請求を受け付けるべきである。

市川市からの質問・意見

(3) 人件費について〈項目13〉

本市においてはこの度の事故を契機に平成23年11月より放射能対策室を置き事故に特化した市民へのサービスを行ってきたものである。それに対して貴社は、事故対応のための新設組織に係る人件費について通常時間内人件費は追加的費用を生じていないことから賠償の対象外との考えを示されているが、全庁的に見れば定数を削減した部署を前提として成り立つものであり、これにより他の行政サービスの低下を招いている。当然、貴社管内での事故が発生しなければ、事故対応のための新設組織は必要ないことから、これに掛かる人件費については、過度な証拠資料を求めずに速やかに賠償すべき事を要求する。

【質問の背景】

原子力損害賠償紛争審査会の示した中間指針においては、「原賠法により原子力事業者が負うべき損害の範囲は、・・・、その損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はない。・・・、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当と判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考える。・・・」とあり、本件事故と相当因果関係のある損害が賠償範囲と示している。

しかしながら、貴社は、放射能汚染による新設した放射能対策室の人件費を、通常時に事故対応に当たったものとし、追加的費用が発生していないとし賠償の対象外としているが、そもそも当該原発事故が発生しなければ、新たに放射能対策室を設置すべき理由も無く、ここに明らかに因果関係は存在し、無いと主張するのは甚だ不合理であると考えざるを得ない。本市放射能対策室は、事故原因者に代わって放射線測定などの安全確認や住民への周知等を放射能汚染という部分に特化し、行ってきた。これにより本来業務である行政サービスが低下し、そこに住民に対して大きな損害を与えているのは自明の理である。貴社は『「押し出し時間外職員対応費」立証方法見直しについて』（平成26年1月31日）により、十分ではないが事実上、通常時間内人件費を賠償する方向性を示した。しかし、これは賠償対象期間について平成24年3月31日までとし、あくまでも貴社が賠償対象する業務以外にそれを実施するための契約事務や住民説明などの事故対応業務が生じている実態を無視した都合のよい考えである。

県及び市町村等が請求している原発事故後に新設した専門組織の人件費については、上記の見直しでは賠償対象とならない。しかし、事故が発生しなければ必要のなかった部署であり、これにより他の行政サービスの低下が生じており、住民にとっては損害であるのは明白である。

貴社は相応の因果関係と損害がある事を認め、事故を起こした当事者としての責任を十分に認識し、過度な証拠資料を求めずに速やかに賠償すべきであると考えます。